

派遣労働者の最低賃金

派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が保障されます！

派遣先の事業場が別の都道府県にある例



派遣先の東京都最低賃金(1,113円)が適用されます。

派遣先の事業場に特定最低賃金が適用されている例



派遣先の兵庫県 鉄鋼業最低賃金(1,024円)が適用されます。

※金額は令和5年9月1日現在のものです。

最低賃金の確認の方法

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額(時間額)と比較しよう。

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

- 時間給の場合**

$$\frac{\text{時間給}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$$
- 日給の場合**

$$\frac{\text{日給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1日の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$$
- 月給の場合**

$$\frac{\text{月給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1か月の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$$
- 上記1,2,3が組み合わさっている場合**
 例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合
 ① 基本給(日給)→2の計算で時間額を出す
 ② 各手当(月給)→3の計算で時間額を出す
 ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

使用者のみならずへ 使用者は、最低賃金額などを作業場のみえやすい場所に周知する必要があります。

事例1 ●●県で働くAさんの場合(月給のみの場合)

- Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、 $208,000\text{円} - 8,000\text{円} = 200,000\text{円}$
- この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、 $200,000\text{円} \div 1\text{か月の平均所定労働時間}(160\text{時間}) = 1,250\text{円} > 1,000\text{円}$ であり、最低賃金額以上となっています。

基本給(月給)	175,000円
職務手当(月給)	25,000円
通勤手当(月給)	8,000円
合計	208,000円
1か月の平均所定労働時間	160時間
●●県 最低賃金額	1,000円

事例2 ▲▲県で働くBさんの場合(日給と月給の組み合わせの場合)

- 基本給(日給)を時間額に換算すると、 $6,000\text{円} \div 1\text{日の所定労働時間}(8\text{時間}) = 750\text{円}$
- Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、職務手当(月給)を時間額に換算すると、 $24,000\text{円} \div 1\text{か月の平均所定労働時間}(160\text{時間}) = 150\text{円}$
- 上記①と②を合計すると、 $750\text{円} + 150\text{円} = 900\text{円} < 1,000\text{円}$ であり、最低賃金額未満となっています。

基本給(日給)	120,000円
(=6,000円×20日)	
職務手当(月給)	24,000円
通勤手当(月給)	8,000円
合計	152,000円
1日の所定労働時間	8時間
1か月の平均所定労働時間	160時間
▲▲県 最低賃金額	1,000円

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥精進手当、通勤手当および家族手当
 (※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

()内は、令和4年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日	都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	960 (920)	40	令和5年 10月1日	滋賀	967 (927)	40	令和5年 10月1日
青森	898 (853)	45	令和5年 10月7日	京都	1,008 (968)	40	令和5年 10月6日
岩手	893 (854)	39	令和5年 10月4日	大阪	1,064 (1,023)	41	令和5年 10月1日
宮城	923 (883)	40	令和5年 10月1日	兵庫	1,001 (960)	41	令和5年 10月1日
秋田	897 (853)	44	令和5年 10月1日	奈良	936 (896)	40	令和5年 10月1日
山形	900 (854)	46	令和5年 10月14日	和歌山	929 (889)	40	令和5年 10月1日
福島	900 (858)	42	令和5年 10月1日	鳥取	900 (854)	46	令和5年 10月5日
茨城	953 (911)	42	令和5年 10月1日	島根	904 (857)	47	令和5年 10月6日
栃木	954 (913)	41	令和5年 10月1日	岡山	932 (892)	40	令和5年 10月1日
群馬	935 (895)	40	令和5年 10月5日	広島	970 (930)	40	令和5年 10月1日
埼玉	1,028 (987)	41	令和5年 10月1日	山口	928 (888)	40	令和5年 10月1日
千葉	1,026 (984)	42	令和5年 10月1日	徳島	896 (855)	41	令和5年 10月1日
東京	1,113 (1,072)	41	令和5年 10月1日	香川	918 (878)	40	令和5年 10月1日
神奈川	1,112 (1,071)	41	令和5年 10月1日	愛媛	897 (853)	44	令和5年 10月6日
新潟	931 (890)	41	令和5年 10月1日	高知	897 (853)	44	令和5年 10月8日
富山	948 (908)	40	令和5年 10月1日	福岡	941 (900)	41	令和5年 10月6日
石川	933 (891)	42	令和5年 10月8日	佐賀	900 (853)	47	令和5年 10月14日
福井	931 (888)	43	令和5年 10月1日	長崎	898 (853)	45	令和5年 10月13日
山梨	938 (898)	40	令和5年 10月1日	熊本	898 (853)	45	令和5年 10月8日
長野	948 (908)	40	令和5年 10月1日	大分	899 (854)	45	令和5年 10月6日
岐阜	950 (910)	40	令和5年 10月1日	宮崎	897 (853)	44	令和5年 10月6日
静岡	984 (944)	40	令和5年 10月1日	鹿児島	897 (853)	44	令和5年 10月6日
愛知	1,027 (986)	41	令和5年 10月1日	沖縄	896 (853)	43	令和5年 10月8日
三重	973 (933)	40	令和5年 10月1日	全国加重平均額	1,004 (961)	43	

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

WEBで確認! 最低賃金に関する特設サイト

賃金引上げ特設ページ 賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。

確認しよう、最低賃金!

事業者も、労働者も、お互いに。

会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働く人すべての人と雇う人のためのルールです。

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善助成金 最大600万円を助成